

七
明治二十二年

(表紙)

家譜 慶永公

従明治二十二年一月
到同年十二月

二百十卷追加 十六

家譜

○明治二十二年一月一日関口別邸御住居の方々左の如し

慶永公

節子君

里子君

正子君

友子君

慶民君

錦之丞君

○同日早朝若水、数熨斗・喰摘・福茶・雑煮・吸物・屠蘇・松立祝

膳一汁を進む、畢て祠堂拝礼^{大札}例の如し

○同日午前九時出門^{大札}参内謁見所に於拝賀、畢て青山御所・明宮

御殿江参賀せらる

○同日帰邸後節子君以下の御方々年賀対面、畢て武田正規・沢木祿

平・佐野久・中根新・村上一衛・中島直蔵、女中ふち・小野田・

千恵の年賀を請けらる、武田以下に屠蘇・肴を賜ふ

○一月二日慶民君午前九時出門明宮御殿江参賀、畢て慶永公の代理

として徳川家達殿外数家江年賀を申入れらる

○一月三日元始祭所旁参内せられず、式部職江不参届を差出さる

○一月四日慶民君午後二時出門、春光君同道江東中村楼に於て開筵
する福井青年会に出席せらる、会員江密柑五箱遣ハさる

○同日式部職より来る十一日宮城江参集御移転を奉迎すへき旨通達

せらる、左の如し

来る十一日午前十時御出門、御移転被為在候二付通常礼服用

宮城江参集奉迎可有之、此段申入候也

明治二十二年一月四日 式部長官侯爵鍋島直大

従一位松平慶永殿

○一月五日新年宴会所旁参内せられず、宮内大臣江不参届を差出さ
る

○一月六日午前十時出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て勇子命の

正忌祭^中を執行せられし故出席せられしなり、節子君・里子君・

友子君・慶民君にも参邸祭場に列せらる

○一月八日午前九時出門水道町本邸に赴かる、治好命の正忌祭^中を

執行せられし故出席せられしなり

○一月十日宮内省内事課より、参内及賢所参拝、吹上御苑参入の向

昇降下乗制限の達書を回付せり、左の如し

参内及賢所参拜、吹上御苑参入之向昇降下乗制限違ハ、昨九日官報ヲ以発付相成候へトモ、尚印刷ニ付シ為御心得及回附候条、馭者・従者へ詳細御示シ置有之度、此段申入候也

明治廿二年一月十日

宮内省内事課

宮内省達^{号外写}

参内及賢所参拜、吹上御苑参入ノ輩昇降下乗制限左ノ如ク相定メ、本年本月十一日ヨリ之ヲ実施ス

但時ニ臨ミ時ニ示達スル場合ニ於テハ此限ニアラス

明治廿二年一月九日 宮内大臣子爵土方久元

参内

一親任官・勅任官・麝香間祇候・有爵者・非役従四位以上・

外国公使其他内外国人ノ勲三等以上若クハ勅任ノ待遇ヲ受

クル輩、新年朝拜・三大節及外国公使国書ヲ捧呈スル場合

ニ限り、正門ヲ入り御車寄ヨリ昇降シ乗馬車・乗馬ノ儘昇

降所ニ至ルヲ得、若シ人力車ナルトキハ正門ヨリスルモノ

ハ正門外ニ於テ、阪下門又ハ通用門ヨリスルモノ^{〔東〕〔朱書〕}ハ車寄前

ニ於テ下乗スヘシ

一同上ノ輩同上ノ場合ヲ除クノ外ハ都テ坂下門又ハ通用門ヲ

入り東車寄ヨリ昇降シ、乗車馬ノ儘昇降所ニ至ルモノトス

一奏任官・華族・非役正五位以下従六位以上・内外国人ノ勲

四等以下勲六等以上若クハ奏任ノ待遇ヲ受クルノ輩及門跡

寺院ノ住職ハ、新年朝拜以上都テノ場合ニ於テ阪下門又ハ通用門ヲ入り東車寄ヨリ昇降シ、乗車馬ノ儘昇降所ニ至ルモノトス

賢所

一親任官以下奏任ノ待遇ヲ受クル輩及門跡寺院ノ住職ハ、正門又ハ阪下門・通用門ヲ入り其正門、吹上門ヨリスルモノハ千里門外ニ於テ、阪下門通用ヨリスルモノハ外庭東門ヲ経テ道灌門外ニ於テ下乗スルモノトス、但正門ヨリスルモノハ乗馬車・乗馬ノモノニ限ル

吹上御苑

一親任官以下勅任ノ待遇ヲ受クル輩ハ、吹上門ヲ入り広芝口ニ於テ下乗スルモノトス

一奏任官以下奏任ノ待遇ヲ受クル輩ハ、吹上門ヲ入り吹上一ノ門ニ於テ下乗スルモノトス

注意

○正門ハ元西丸大手門ヲ云○阪下門ハ元西丸阪下門ニシテ宮内省ノ正面ニ在リ○通用門ハ代官町ニ在リ○御車寄ハ宮城ノ南面ニシテ正ニ鉄橋ト相對ス○東車寄ハ宮城ノ東面ニシテ宮内省ト鉄橋トノ中間ニ在リ○外廷^{〔庭〕}東門ハ通用門ヨリ宮内省ニ通スル道右ニ在リ、東北斜ニ西桔梗橋ニ對ス○千里門ハ元吹上釣橋ノ西南、参集所ノ東北ニ在リ○道灌門ハ元吹上釣橋ノ西北ニ在リ○吹上門ハ半蔵門内ニ正面ス○吹

上一ノ門ハ吹上門内左方ニ在リ○広芝口ハ御苑内吹上一ノ門ヲ入り広芝ニ出ツル所ヲ云

○一月十一日午前九時卅分出門新宮の宮城に参上せらる、本日午前十時を以て、皇上・皇后宮赤坂仮皇居より移御せらるへき旨仰出されし故、奉迎のためなり、移御及び奉迎の次第ハ、十時五十五分正門前に於て煙花を揚げ、御車寄前に於て樂西^式を奏す、十時五十七分兩陛下御馬車御一列にて着御、此日勅任官・麝香間祇候御車寄前に列立奉迎、畢て十一時過謁見所に於て皇族・宮内勅任官拜謁、次ニ各大臣・親任官・公爵・従一位・勲一等勅任官拜謁、次ニ麝香間祇候拜謁、次ニ参内の輩一同に立食を賜ハリしなり

○同日御移転の御祝義として麝香間祇候の方々とともに御肴を献上せらる

○一月十五日午十二時過出門参内せらる、例月の天機伺なり

○同日新宮の宮城江還幸ありしを祝し奉らるゝため、三幅対掛軸^三番叟探淵筆將軍家慶公より浅子君に贈られしもの一箱進献せらる

○一月十八日華族女学校江節子君の退校願を差出さる^{十九日願の如く聞届らる}左の如し

退校願

御校学生
松平節子

右之者儀近来慢性気管枝加答留症ニ而爾々不致候ニ付、厚ク療養相加候様医者モ申聞候間、退校之上篤ト養生為致度奉存候、依テ別紙診断書相添此段奉願上候也

明治廿二年一月十八日
右保証人
従一位松平慶永

願之通 □ 華族女学校々々長西村茂樹殿

明治廿二年一月十九日

診断書

慢性気管枝加答留症
松平節子

右者慢性症ニシテ急速全快難相成候ニ付、退校之上長ク療養相加へ可然及診断候也

明治廿二年一月十七日
岩佐 純

○一月廿日下谷中徒町三丁目六十四番地高橋栄徳に、金壹万疋遣ハさる、高橋ハ累代旧幕府の御城坊主にて、其父栄格寛政八年中より、栄徳ハ文政年中より当邸に出入せしものなるか、栄徳已に老衰せし上其子栄仙一昨年病死し家計困難に陥りたるよしにて、旧時の縁故に縋り金百円拝借したき旨請求しけれど、貸金ハ家則に触るれハとて慶永公の手許より本額の金を遣ハされしなり

○一月廿六日午後三時出門水道町本邸に赴かる、去年慶永公位階を

昇進せられ且新年に入たるを以て、其祝意を表するため、本邸に於て御一族方を招待して宴会を開かれし故なり 来賓人名及び宴会の次第ハ茂昭公譜に詳記す

○一月廿七日宮内省より思食を以て雁二羽下賜せらる、上直侍従の添書左の如し

雁二羽

右以思召下賜候ニ付御伝へ申候也

一月廿七日

上直侍従

松平慶永殿

○一月廿八日華族女学校江授業参観のため正子君を日々同校江指出されたま旨出願せらる、願書左の如し

参観願

松平慶永七女

松平正子

明治十二年十一月生

右之者儀御校江入学為仕度処、臨時入校御指免無之趣ニ付日々参観之儀御認可被成下度、此段奉願上候也

明治廿二年一月廿八日

従一位松平慶永

華族女学校長西村茂樹殿

願之通

明治廿二年一月廿九日

家庭教授科目

一 読物

普通読本三編ノ下
書取

一 筆算 除法

一 作文 近易ノ物ニ就テノ記事

一 画 直線曲線

一 習字 国尽

以上

○一月三十日孝明天皇御例祭所勞参拜せられず、式部職江不参届を差出さる

○一月三十一日式部職より、本日より十二日間宮中喪仰出されし旨を申遣ハさる、左の如し

今般澳地利洪牙利国皇太子ルードルフ殿下薨去ニ付、今卅一日ヨリ十二日間宮中喪被仰出候、此段申入候也

明治廿二年一月三十一日 式部長官侯爵鍋島直大

従一位松平慶永殿

追テ参内ノ節喪服着用心得書及御回附候也

前六日

男子

○大礼服

一 黒紗ヲ左腕ニ纏フ

一 黒紗ヲ以テ帽ノ飾章ヲ覆フ

一 黒紗ヲ以テ劍ノ柄ヲ卷ク

一 手套黒色

○ 通常礼服〔燕尾服〕

一 手套黒色

○ 通常服〔フロックコート〕上下黒羅紗

一 帽黒色黒羅紗ヲ纏フ

一 襟飾手套黒色

婦人

一 服地無紋黒色

一 帽子及飾黒色

一 手套扇子黒色

一 諸飾品黒色

後六日

男子

○ 大礼服

一 黒紗ヲ左腕ニ纏フ

一 手套鼠色又ハ白

○ 通常礼服〔燕尾服〕

一 手套鼠色又ハ白

○ 通常服〔フロックコート〕上下黒羅紗

一 黒羅紗ヲ以テ帽ニ纏フ

一 襟飾黒色手套黒又ハ鼠色

婦人

一 服地黒色

一 手套黒又ハ鼠色

ノ

陸海軍将校及相当官ハ十二日間左腕ニ黒紗ヲ纏フ

○ 二月三日宮内省より、来る十一日紀元節ハ当日限り除喪仰出さる
旨達せらる、左の如し

来ル十一日紀元節ニ付当日除喪仰出サル

明治二十二年二月三日 宮内大臣子爵土方久元

○ 二月五日午前十時過出門参内せらる、例月の天機伺なり

○ 同日中根牛介に金七百円下附せらる、牛介家計の都合により金七百円拝借したき旨請願しければ、貸金ハ家則に触れて聴届けらるへきにあらざりし故其意を示されしかは、牛介更に其父故雪江か生前に相交はりし諸名士の書翰を蒐めて一双の屏風に帖り置きたるを、其儘慶永公江献呈すへき旨申出し故、特旨を以て其代として内帑より金式百円賜ハリ、外ニ昨年下賜ハリし金五百円を当時其儘当邸に預り置かれし故、此分を合ハせて下附せられしなり

○ 二月十一日午前七時三十分出門参内せらる、紀元節参賀及ひ憲法発布式に参列のためなり、式畢て千駄ヶ谷徳川家達殿邸に赴き午

餐、午後一時より青山練兵場に於て執行せらるゝ觀兵式を陪觀し
五時過一応歸邸、更に六時出門參内、七時宮中に於て晚餐を賜ハ
り九時舞樂拝觀、畢て退散せらる、本日ハ頗る盛式なりしを以て
左に其次第を附記す、昨夜より今朝に至り降雪(靠)菲々十時空始めて
霽る

來る十一日紀元節宮中に於テ憲法發布式ヲ行ハセラル、ニ付、
諸次第左ノ如ク定メラル

明治廿二年二月三日 宮内大臣子爵土方久元

紀元節御親祭次第

午前第八時宮内省官員著床

次開扉

此間奏樂

次神饌及御幣物ヲ供ス

此間奏樂

午前第九時親任官・公爵・勲一等勅任官・府県知事・麯香間祇
候・侯爵著床

次出御、内大臣・宮内大臣・侍從長・式部長官以下供奉恒ノ如
シ、親王・内閣總理大臣・枢密院議長・各大臣扈從

次賢所御玉串ヲ奉リ給ヒ御拝、憲法發布ノ御告文ヲ奏シ給フ、

御鈴恒ノ如シ

次皇靈殿御玉串ヲ奉リ給ヒ御拝、御告文ヲ奏シ給フ

次神殿御拝、畢テ入御

次親王・内閣總理大臣・枢密院議長・各大臣・親任官・公爵・
勲一等勅任官・府県知事・麯香間祇候・侯爵拝礼

次宮内省著床諸員拝礼

次御幣物及神饌ヲ徹ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

憲法發布式次第

期ニ先ツテ神宮ヘハ掌典長公爵九条道孝ヲ、神武天皇陵ヘハ式
部次官男爵高崎正風ヲ、孝明天皇陵ヘハ掌典子爵竹屋光昭ヲ勅
使トシテ發遣シ奉幣セラル、官・国幣社ヘハ地方官ヲ勅使トシ
テ奉幣セラル

当日午前十時内閣總理大臣百官有司ヲ率テ正殿ノ式場ニ入り、

班列ス

入場諸員左ノ如シ

内閣總理大臣 枢密院議長 各大臣

親任官 公爵 勲一等

府県知事 麯香間祇候 侯爵

伯子男爵總代各一名

次出御

此間奏樂 君カ代

御列

舍人

式部官

式部長官

侍從

劍璽

勅任侍從之ヲ奉ス

宸儀

侍從

親王

内大臣

憲法ヲ納メタル筈ヲ奉ス

天皇御璽

侍從之ヲ奉ス

宮内大臣

近衛將官・佐官

關係宮内官

次高御座ニ著御、扈從ノ親王・諸官左右ニ侍立ス

次内大臣憲法ヲ奉ル

次勅語アリ、憲法ヲ内閣總理大臣ニ下付シ給フ、内閣總理大臣

進テ之ヲ奉受ス

此間祝砲執行

次入御

此間奏樂

君カ代

次各退出

御式中皇后陛下ハ高御座ノ右側ニ別ニ御座ヲ設ケテ參觀シ給フ、
各国公使・公使館員ハ左側ニ参列シテ陪觀ス

勅任取扱雇外国人・勲三等以上内外国人・在京奏任官三等以上

・始審裁判所長・奏任官内閣・枢密院四等以下每等總代一名・府

県會議長

右正殿廊下ニ於テ拝觀ヲ許サル

青山練兵場觀兵式臨御次第当日雨雪ナレハ止ム

午後第一時三十分御出門

鹵簿

国儀式

皇帝・皇后兩陛下御同車、親王・御息所・内閣總理大臣・

枢密院議長・各大臣・親任官供奉

次式場著御天幕内ニ入御

次閱兵式

分列式

右畢テ還御

発布式参列拝觀ノ諸員ハ先著參觀ス

一午後第七時親王・内閣總理大臣・枢密院議長・各大臣・外国

公使・親任官等ノ諸員ヲ召シ、豊明殿ニ於テ宴会ヲ催サル

一午後第九時発布式拝觀ノ諸員ヲ召シ、正殿ニ於テ舞樂天覽

舞樂目錄

大和歌

久米舞

舞楽

大平楽

打球楽

春庭花

胡蝶童舞

長慶子

○二月十五日午後三時より石黒福井県知事以下九名を招き小宴を開かる、茂昭公にも同刻関口別邸に來られたり、招待の人名左の如し

由利公正子

青山貞男

石黒 務

松平正直

堤 正誼

長谷部辰連

萩原 縫

伊藤 輔

田辺良顕

○二月十六日去る十日幾子君御分婉の御女子に名を敬ヒトと撰定せらる命名書及び出典等茂昭公の譜に詳記す

○二月廿三日慶民君午後三時過出門新橋停車場に赴かる、明宮殿下の御帰京を奉迎せられしなり、五時半帰邸せらる

○二月廿四日慶民君午後三時出門明宮御殿江參上せらる、昨日御帰京ありし故參賀せられしなり、拜謁仰付られ御菓子簞笥一下賜せらる

○二月廿五日島津忠義殿の使者寺師宗徳來る、明廿六日寺島宗則殿を島津殿の邸に招待して、憲法に対する心得方を相談すへけれハ、慶永公にも來邸ありたしと申遣ハされしなり、忠義殿の御相談書左の如し

一 今回憲法發布ニ付而ハ、拙者等ノ如キ浅学ノ者ニ於而ハ能ク其意義ヲ解シ居ラサレハ、時ニ臨ンテ不都合ト存スルニ就キ、今後ハ同族中有志ノ人々相互ニ研究モ致度候

一 貴族院設立ニ付而ハ勿論、帝室ノ藩屏トナリ応分ノ尽力致スヘキ筈ニ候ヘ共、同主義ノ面々ハ兼々申談シ分離ナキ様覚悟致度候

一 議院ニ參列致候ニ当リテハ弘ク民間ノ情実等モ探問致シ、時宜ニ違ハサルコト緊要乎ト存候、就テハ各自御互ニ旧好ノ輩ト弘ク一致協同致シ、時ニ臨ミ衆力ヲ得ルノ心懸致度候

一 拙者等故齊彬・久光ノ遺「者」朱書旨モ有之、今後ニ至リテモ其志ヲ継キ尽力ノ心得ニ候得共、貴慮ノ次第モ時々御注意可相願候、且爾今目下枢要ノ件ニ付建議モ致候時ハ、同志中篤ク申談シ候処希望致候

一 貴族院開設時日モ間無之哉ニ窺ハレ候、就テハ時々諸事打合モ致置度モ折々合モ難出來候、就而者家人中一二人ニ予テ代理申付置、氣脈相通シ候様致度候

一 旧好中一致結合ハ今日ニ於テ至要ノ件ト存候間、拙者等ハ不

日一旦帰県致夫等ノ纏メ相付候、心得ニ候、就而ハ同族中同意ノ面々ハ各旧藩ノ人々へ趣意申遣シ、互ニ氣脈相通シ候様致度候

右差向キ愚存之趣ニ候、如何ノ思召ニ候哉賢慮何度候

○二月廿六日宮内省より雉子三羽・兔二羽下賜ハる、侍従の添書左の如し

一雉子 三羽

一兔 二羽

右ハ千葉県下習志野原ニ於テ捕獲相成候ニ付、思召ヲ以テ下賜候間御伝申進候也

二月廿六日 上直侍従

松平慶永殿

○同日蜂須賀茂韶殿より法律研究会に來会ありたき旨通知せらる、

去十八日を以て研究会開設の趣意趣意書ハ茂昭公を申遣ハされしなりに記載す

拜啓陳者兼而申上候通法律研究会之義、弥明后廿七日午后一時ヨリ三田拙邸ニ於テ相開、伊藤枢密院議長演説有之筈ニ付御來会被下度、此段更ニ及御通知候也

明治廿二年二月廿二日

蜂須賀茂韶

松平慶永殿

○二月廿七日蜂須賀茂韶殿より法律研究会に於て決議ありし条項を通知せらる、左の如し

拜啓今日拙邸ニ於テ法律研究会相開、伊藤枢密院議長演説ヲナシ、其後相談之ケ条左之通相決

幹事ハ集会ノ諸氏指名シ左ノ三名当撰ス

三条実美

柳原前光

蜂須賀茂韶

会場ハ次会ハ学習院ニテ相催候事

但差支ノ有無彼方へ茂韶ヨリ照会ノ事

爾後書記ヲ雇演説ノ筆記ヲナサシムル事

但幹事ニテ人撰ノ事

会費ヲ要スヘキニ付其額ヲ定メ、次会迄ニ幹事ヨリ衆議ニ持出シ候事

會員現在名簿別紙之通ニ候事

此後會員ニ加入ヲ乞フ人アレハ衆議ニ幹事ヨリ持出ス事

次会ニハ憲法説時ニ適スル人ヲ伊藤議長手許ニテ撰ヒ、幹事

迄照会ノ有之筈

右及御報道候也

二月廿七日

蜂須賀茂韶

松平慶永殿

別紙

小松宮殿下	伏見宮殿下	北白川宮殿下	三条実美
徳川家達	毛利元徳	島津忠濟	島津忠義
岩倉具定	鍋島直大	浅野長勲	池田章政
伊達宗城	松平慶永	東久世通禧	柳原前光
大給 恒	鍋島直彬	長岡護美	千家尊福
黒田長成	鷹司熙通	松平茂昭	久我通久
醍醐忠順	徳大寺実則	徳川義礼	徳川茂承
池田輝知	九条道孝	佐竹義生	伊藤博文
中山孝磨	細川護久		

○同日午前十時出門参内せらる、昨廿七日雉子・兔を下賜ハリし故御礼を申上られしなり

○同日関思明来邸す、節子君の習字師に依頼せられし故なり、束脩金五百疋、外に鶏卵一箱を贈り酒肴を指出さる

○三月四日午前九時出門青山御所江参上せらる、明五日皇太后宮執海加茂御料地江行啓在らせらるゝを以て、御機嫌を伺ハれしなり

○三月五日午前十時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○三月七日午後二時出門学習院に赴かる、憲法研究会に出席せられしなり、六時帰邸せらる

○三月十一日日本邸祠堂に於て秀康命の誕辰祭を執行せらる、慶永公出会せられす、余寒甚しかりし故なり

○三月十五日午前十時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○同日玄関番村上一衛を家従並に命せらる、勤方元ノ如し辞令書は茂昭公譜に掲す載

○同日旧臣酒井帰耕に家計補助として已後一人扶持、外に毎月金壹円下賜すへき旨達せらる、慶永公の特旨なり

○三月十七日午後一時過出門巢鴨別邸に赴かる、観梅のためなり、慶民君・錦之丞君・春光君同行せらる、随ハ伊藤輔・佐野久、又慶民君に随ハせしハ沢木外雄・佐野為雄、錦之丞君の随ハせしハ野正、春光君の随ハせしハ鈴木道なり、別邸番室田文六手製の海苔巻酢を呈す

○三月廿日春季皇霊祭所劳参内せられす、式部職江不参届を指出さる

○三月廿五日午前十時過出門参内せらる、例月の天機伺なり

○三月廿六日学習院江慶民君の入学願を指出さる、慶民君従前高等師範学校附属校に通学せられしか、更に学習院江入学せらるゝ事となり、高等師範学校の方ハ昨日退校の許可ありしなり

入学願

東京府小石川区小石川水道町卅五番地
華族正三位侯爵松平茂昭養弟
従一位松平慶永四男
松平慶民
明治十五年三月十三日生
右御校江入学為致度候間此段奉願候也

明治廿二年三月廿六日

学習院長三浦梧楼殿
朱書
聞届候事

明治廿二年四月四日

○同日法律研究会幹事ヨリ現在會員人名録を送り越す、左の如し

拜啓別紙現在會員人名録出来候ニ付御送付申上候、但シ佐々木伯以下十八名ハ新ニ加入、幹事ニ於テ承諾致置候、次会ハ来ル廿八日午后三時華族会館ニ於テ相開申候、此段モ序ヲ以テ為念御通知及置候也

法律研究会
幹事

松平慶永殿

人名録

有栖川宮殿下	小松宮殿下	伏見宮殿下	北白川宮殿下
幹事 三条実美	徳川家達	毛利元徳	島津忠濟
島津忠義	岩倉具定	鍋島直大	浅野長勲
池田章政	伊達宗城	松平慶永	東久世通禧
柳原前光	大給 恒	鍋島直彬	長岡護美
千家尊福	黒田長盛	鷹司熙通	松平茂昭
久我通久	醍醐忠順	徳大寺実則	徳川義礼
徳川茂承	池田輝知	九条道孝	佐竹義生
伊藤博文	中山孝磨	細川護久	嵯峨公勝
広橋忠礼	三浦梧楼	池田徳潤	菊池武臣
松浦 詮	上杉茂憲	松平乗承	松平信正
榎村正直	神山郡廉	渡辺 清	高崎五六
本田親雄	水野忠幹	松本美彦	壬生桃夫
小松行正	西五辻文仲	鷺尾隆順	中御門経隆
安藤直行	杉溪言長	南 光利	毛利元敏
木戸孝正	林 友幸	壬生基修	五条為栄
蜂須賀茂韶	佐々木高行	中川久成	酒井忠道
正親町実正	南部利恭	徳川篤守	甘露寺義長
有馬頼万	井伊直憲	阿部正桓	松平直亮
大原重朝	小笠原忠忱	伊達宗徳	津軽承昭

徳川達孝 広橋賢光 伊達宗陳

○四月一日青山御所江参上せらる、皇太后宮昨三十一日熱海より還御せられし故、御機嫌を伺ハれしなり

○同日慶民君学習院に於て入学試験を受らる、三月廿六日同院江入学を願出られしなり、昨年以来高等師範学校附属小学に於て修学せられしか、此日同校より第一年の学科履脩証書を公附す、左の如し

第十六号

脩業証書

東京府華族

松平慶民

七年一ヶ月

右ハ本校附属学校尋常小学科第一年級ノ学科ヲ履脩セシコトヲ証明ス

明治廿二年四月一日

高等師範学校

○四月三日神武天皇御例祭所旁参拝せられす、式部職江不参届を指出さる

○四月五日午前十時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○同日学習院に於て慶民君の入学を聴届け予備科第五級に編入せり

○四月六日華族会館より館長を改撰せしに、三条実美殿再撰引続き担任せらるゝ事になれる旨を通知し来る、左の如し

館長三条実美職務満期ニ付去月廿七日後任撰挙候処、同人得票〔百七十二枚〕最多数ニ付引続担任致候、此段及御通知候也

明治廿二年四月

華族会館

松平慶永殿

○四月八日午前十時出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て春季祭^{御歴}代^{大祭}を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台

○四月十一日午後二時三十分出門松平康民殿邸^{竜岡}に赴かる、秀康

命の誕辰祭に会同せられしなり^{本年ハ康民殿喜番にて三月十一日執行せらるべき筈なるか指支ありて延引せられたり}茂昭公にも出席せらる、両公より玉串料五百疋供へられ、外に鶏卵一箱進呈、又松平齊殿江鮮鯛料金壹円五拾銭進呈せらる

○四月十三日午前十時出門、板倉松叟殿の喪を下谷区池の端七軒町卅五番地の邸に吊問せらる、松叟殿去る六日逝去せられし故なり、棺前にて誄詞を朗読し又哀傷の哥二首を供へらる、左の如し

誄詞

嗚乎哀哉、嗚乎痛哉、正四位板倉松叟君ヨ、明治廿二年四月六日享年六十七歳ヲ一期トシテ遠逝セラル、哀悼ノ至ニ堪ヘス、

君家茂公ニ奉仕シ、寺社奉行ヨリ老中職ニ勤仕シテ頗る尽力セラル、此時ハ日本全国紛乱シ、尊王攘夷ノ説盛ニ行ハレ、御所ヨリハ伝奏ヨリ屢勅命ヲ蒙ル、諸藩ノ大名及藩士幕府ニ迫リ、徳川家ノ困難苦辛難尺筆紙、不肖慶永モ政事総裁職ノ重任ニ被仰付タル内命アリ、君ニ向ツテ固辞再三スレトモ君不許、懇々ノ示ニヨリ感服シ御請仕リ竟ニ此重任ヲ荷フ、奉職以来君ノ介助ヲ受クルノ厚恵今ニ不忘、君ノ忠節不弁昼夜奔走尽力セラル、実ニ他人ノ及フ所ニアラス、君ノ誠忠勉勵ノ形況ヲ親クシルモノハ華族ニ在リテハ蓋シ慶永一人ナリ、特ニ困難ナルハ家茂公御上京中最甚シ、慶喜公政權返上ノ際、瓦解ノ時勢君ノ御辛苦ヲ嘗メラレ、浴雨櫛風非常ノ御艱難ハ豈浅クナランヤ、大略如此、君カ最大ノ御功勞ハ当時御譜代大名中為徳川家第一ノ忠義ト云ヘシ、サスカ楽翁公ノ御孫ト人々美称スヘシ、コ、ニ君ノ遠逝ヲ聞テ慶永驚愕痛悼ノ情曷ソ堪ヘン、今日御棺ヲ拝シ涙ニ哀哭ノ微衷ヲ表ス、嗚乎痛哉君有靈尚ハ饗

廿二年四月十三日

従一位松平慶永

板倉君の御逝去をかなしみて

なき数に入りしときとてとにかくと君をなげきのもりの春雨ふたゝひとかへらぬ死出の山路にたひたつ君そかなしかりける

○四月十五日宮内大臣より、来る廿四日浜離宮の観桜会に召さるゝ

旨の案内書を遣はさる、左の如し

宮内大臣、皇帝・皇后両陛下ノ命ヲ奉シ、従一位松平慶永殿ヲ、来ル廿四日午後三時浜離宮御苑ニ催サル、観桜会ニ招待ス

明治二十二年四月十五日

男子ハ通常服〔フロックコート〕
夫人ハ通常服〔ウイジチングドレス〕或ハ掛袴

- 一 延遼館ヨリ参入スヘシ
- 一 同館玄関ニ於テ案内状ヲ掛員ヘ示スヘシ
- 一 男子ハ高帽ヲ用フヘシ
- 一 娘ハ満十五歳以上ニシテ未婚ノ者ニ限ル
- 一 御苑内ニ於テ引廻シ合羽ノ類及襟巻等ヲ用フヘカラス
- 一 当日雨天ナレハ止ム

○同日徳川家達殿以下御親戚方を関口邸に於て饗応せらる、来会せられし方々及饗応の次第左の如し

来会せられし方々

徳川家達殿 同夫人泰子君

徳川達孝殿 同御母光子宮 同夫人鏡子君

立花寛治殿 同御姉純子君

立花種恭殿

外に
久留栄 たけ子家達殿・達孝殿の生母

饗応

- 一 吸物 一口取 一 刺身 一 鉢肴 一 茶碗蒸
- 一 酢物 一 甘煮 一 焼肴八寸 一 菓子蒸

隨行者の調理ハ略す

余興 清元延寿大夫・妻葉・同喜久大夫、三味線清元寿兵衛
三味線清元藤次郎来る

一安名物狂ひ 一 おかる勘平道行 一 旅路花聲

一 神田祭 一 老松

外に 子供踊 なほ 三味線はる

○四月廿四日浜離宮觀桜会所勞參上せられず、宮内大臣江不參届を

差出さる

○四月卅日小石川区役所江所得金高届を指出さる、左の如し

所得金高届

一金貳千四百円

銀行株利益配当金

是ハ第一銀行株

一金三千五百拾六円

会社株利益配当金

是ハ 海上保險会社株百二十株
日本鐵道会社株

一金貳百七拾円

公債証書利金

是ハ起業公債証書利金

所得高計金六千八百八拾六円

明治廿二年四月

小石川区長宛

東京小石川関口町百六十二番地
華族
従一位松平慶永

○五月廿一日医科大学雇医独逸人ベルツ氏及び橋本綱常・岩佐純ヲ

招きて診察せしめらる、去る四月已来肩部に鬱塞を感せられけれ

と当時ハ深く懸念せられず、其月廿五日立花寛治殿の招に応して

芝紅葉館の宴席に列し、同廿九日立花殿を訪問して、純子君の旧

領筑後国柳川に赴かるゝを餞せらるゝなどの事ありしも、敢て障

動せられさりしに、本月に入りても依然緩解せさりし故、去る十

二日始て橋本綱常・岩佐純に診察せしめられしに、兩人肩部の鬱

塞ハ全く神経の感動に起因するものなれば、一時御服薬ありて然

るへしとて機那塩丸等の薬餌を進め、爾後岩佐純・林竜之介毎日

一回交互来診し、別に千種繁毎日来りて按摩しけるか、日を経て

尚緩解に至らさりし故、橋本・岩佐更に協議して本日ベルツ氏と

共に診察せしなり、斯て三氏診察の上申し候ハ、神経の感動若尿

毒其原因ならんには軽からさる御病症に至らせらるへけれど、目

下に在てハいまた其徴証なし、されハ葉餌ハ前法にて然るへけれ

と、今後いよゝ滋養物を進むるか肝要なれば、牛乳の量を従前

よりも一層増加せらるへし云々と申立たりき

○同日小石川区書記浮田久太郎来て、慶永公所得税調査委員に当撰

せられし旨を告げ当撰名簿に捺印を請ふ、同時に当撰せし調査委

員左の如し

明治廿二年所得税調査委員及補欠員ノ撰挙人ニ当撰受印簿

関口台町十三番地

上野金兵衛

関口町百六十二番地

松平慶永

元高田村ノ内二百十九番地 細川護久

桜木町九番地 細井良造

音羽町九丁目十七番地 三矢伊兵衛

○同夜背部に凝聚を覚へられ終夜安眠せられず

○五月廿二日嘔吐二回・下痢四五行、夜に入りて心下凝満安眠せられず

○五月廿三日午前一時頃より病状卒かに増進して、軽からざる御容
 躰に至らせらる、急に橋本綱常・岩佐純を呼び迎へて治術を施さ
 しめ、林竜之介・岩佐登弥太・本多恒次郎等も来る、一時より今
 夜十二時までの経過及び治術左の如し

経過

○午前一時躰温三十七度五分、背部頻りに凝聚、左胸に水泡音
 あるを認む○氣息促迫精神恍惚時々譫語を發せらる○天明前嘔
 吐二回・下痢三行、天明後下痢三行○午十二時躰温三十七度六
 分・脈八十六○午後一時より四時までに下痢二行○同八時二十
 分躰温三十七度六分・呼吸三十六・不脈八十四弱○同十時四十分
 大便一行不消物○十二時躰温三十八度・呼吸四十二

治術

○午前九時四十分水劑葡萄酒を進め背部に塗薬を施す○同十一時

十分胃部に芥子泥を貼し頭部に氷嚢を施す○午十二時背部に塗
 薬を施す○午後一時より四時までに水薬を進むる二回○同五時
 水薬を進め胃部に芥子泥を貼す○同三十分モスキユス丸を進む
 ○同六時胸部に芥子湯温蒸法を施す○同八時水薬を進む○同九
 時引続き温蒸法を施しモスキユス丸を進む

○今暁本邸及び村田氏寿・堤正誼の許に急使を發して、病状増進の
 御容体を報せられしか、鈴木準道・武田正規先到り、続て茂昭公
 来邸幾子君も午後来邸せらる 村田・堤等も来り候す、又千駄ヶ谷徳川殿・三田
 徳川殿江も今暁来の病状を報せらる

○同日徳川家達殿・徳川頼倫殿来訪、褥上に於て暫時面晤せらる、
 今朝来旧臣の来て病を伺候せしハ村田氏寿・堤正誼の外由利公正
 子・伊藤輔・大谷一枝・三上謙・草尾一馬・水野太郎・齊藤易・
 中根牛介・佐々木千尋等なり、又高平富右衛門来りて加持を行ふ

○五月廿四日昨日来未た安眠せられず、又左胸に肺炎の兆ありて喀
 痰中血液を見る、又上肢顫震及び咬牙戦慄等の諸症続發せり、橋
 本綱常・岩佐純・独逸人「ヘルツ」氏・林竜之介・太田辰三・本多
 恒次郎等来りて治療を施す、徳川家達殿を始御親族・御親戚・
 御親交の諸家及び在京旧臣中医を業とする輩に急使を發して病状
 を報せらる、今暁より今夜十二時までの経過及び治術の大概左の

如し

経過

○午前一時二十分上圍引続き四回、最後の一回ハ大便なく尿^(マ)三了の
 みなり○同二時三十分躰温三十七度八分○昨日来安眠せられず
 又横臥に便ならず、強て横臥せらるゝも僅に十数分時間にて苦
 悶に堪へず直に起坐せらる○同三時五十分始めて安眠せらる○
 同四時十分小水一行^{少量}○同二十分大小便各一行^{通常}の便○同五時躰
 温三十七度八分○同七時上肢顫震咬牙、躰温三十七度八分○同
 八時躰温三十八度脈九十、左肺炎症蔓延喀痰中少量の血液ある
 を認む○同九時十五分桃花色喀痰少量○午後三時十五分譚語を
 発せらる○同七時惣身戦慄○同八時三十分比より睡眠、今朝頻
 りに睡眠の兆ありけれど安眠せられさりしなり、此時右胸にも
 水泡音あるを認む○同十一時左胸に鼓音を^{橋本}診察認む

治術

○午前一時格骨刺兒灌腸を進む、大便と共に直に排洩す○同二
 時肛門にライスパツプを施こす、便意頻繁なりし故なり、又胸
 部に芥子泥を貼す○同二時五十五分安息酸曹達竜腦丸を進む○
 同三時三十分催眠剤を進む^{格魯}○同六時水薬を進む○同九時五
 分胸部に芥子泥を貼す○午後三時四十分背部に芥子泥を貼す、
 同時に頭部の氷嚢を増加す○同六時背部左右に乾角^{各部}二箇を貼す
 ○同七時頭部の氷嚢を止め胸部に芥子泥を貼す

○同日宮中御内儀より御使皇后宮職属矢野宜温を下され、病氣御尋
 として御交肴一折・御菓子一折下賜ハる、御目録及香川皇后宮大
 夫の手簡左の如し

御目録

- 一 御交肴 一折
- 一 御菓子 一折

聖上・皇后兩陛下ヨリ所勞御尋トシテ下賜

手簡

拜啓仕候、然者過日来御所勞之旨聖上・皇后宮被為聞召御案し
 遊し、為御尋此御肴・御菓子被下候間御拝受可被下候、尚又右
 被下候事ハ表向の義ニ無之、小生江直ニ御沙汰被為在候事ニ御
 座候、且使差出候間御様子御家来御申聞之様御下命可被下候、
 右得貴意度勿々、敬具

五月二十四日

御内儀ニ而

香川敬三

松平従一位殿

御請

謹展仕候、陳者慶永所勞之儀聖上・皇后宮被聞食為御尋御肴・
 御菓子下賜り候段誠以難有奉拝受候、容躰之儀ハ尿毒性肺痰之
 症ニ而殊ノ外重症ニ相成心痛仕候、右ハ御礼且御尋ニ付容躰之
 大略申上候条、此段宜御奏上被下候様奉願候也

慶永代

松平茂昭

五月廿四日

香川皇后宮大夫殿

○同日茂昭公午十二時出門参内せらる、慶永公の代理として本日御肴・御菓子拝賜の御礼を申上られしなり

○同日午後一時旧臣大谷如水福井より着す、邸内の曹舎に居らしめ日々慶永公の病褥に侍せしめらる、如水ハ人となり質直活潑旧時久しく公に近侍して愛顧を蒙ふりし人なれハ、曩に公の病状未だ近日の如く甚しくハあらざりけれど、迅速治癒せらるへしとも見へざりし故、茂昭公の内旨を以て特に呼び寄せられしなり

○同日急使を發して御親戚方・御一族方及御親交の諸家江病状を報し、又在京・在地方旧臣の内御懇親の輩及ひ福井在勤御家従江郵便或ハ電信を以て病状を報せらる、午後七時惣身戦慄の際岩佐純注意せし旨ありし故なり、報道せられし向々左の如し

徳川家達殿	徳川達孝殿	徳川頼倫殿	細川護久殿
松平確堂殿	松平康民殿	鍋島直大殿	伊達宗城殿

右の外詳ならず

由利公正子	本多副元男	本多鈞月 <small>在神</small>	松平鷗客
青山貞男 <small>在秋</small>	松平正直 <small>在仙</small>	村田氏寿	堤 正誼
田辺良顕	長谷部辰連	福島敬典	佐々木長淳
出浦力雄	渡辺洪基	伊藤 輔	能勢久成

南部広亨	青木 脩	佐藤 誠	福井御家従電
------	------	------	--------

右の外詳ならず

○同日在京旧臣の医業者来り、候するもの左の如し此内佐藤甫診察す

佐藤 甫	有賀琢二	岡部外一郎	田代 弘
村上三貞			

○五月廿五日御病状少しく佳徴を呈す、橋本綱常・岩佐純・本多恒次郎・太田辰三・林竜之介・岩佐登弥太及ひベルツ氏等来診す、其経過及び治術の大概左の如し

経過

○午前十二時二十分安眠に就かる○同四十五分安眠中時々鼾声を發せらる○同九時醒覚精神少しく回復せらる○午後一時十五分睡眠○同二時三十分体温三十七度四分、此時胸部の水泡音大に減退し諸症稍緩解す

治術

○午前十二時四十五分胸部の水嚢を去る○午后一時肩部及胸部に乾角四箇を貼す、後又水嚢を患部に施す

○同日大谷一枝・大谷巖・笹川章門に関口邸来賓の接待方を依頼し、又蛎壳町・美土代町・巢鴨諸邸の邸番一同に交代関口邸に出勤玄関の受付方を命せらる、去る廿三日以来貴頭の方々来邸或ハ使者

を以て病を訪ハるゝもの夥しく、殊に在京旧臣の来り候するもの
陸続絶えざるを以てなり

○五月廿六日橋本綱常・岩佐純・前田宗二・林竜之介・太田辰三来
診す、病状引続き平穩時々安眠せらる

○同日旧臣毛受洪・小栗環、家従有賀清門福井より着す、病状伺候
のため昨廿五日福井を発し本日午后十時新橋に着せしなり、水道
町邸内の曹舎に指置かる

○五月廿七日岩佐純・本多恒次郎・林竜之介来診す、病状引続き快
方に赴かれ、喰欲稍振ふ

○同日本多副元男武生より、青山貞男秋田より、半井澄西京より電
信を以て病状を候ふ

○五月廿八日橋本綱常・岩佐純・岩佐登弥太・余語八十吉・本多恒
次郎来診す、病状愈平穩以後医の来診を注記せず

○五月廿九日旧臣勝木十蔵・桑山十蔵・勝木立根福井より、本多鈞
月・高村高神戸より着す、病状を候ふため各去る廿七日住処出發、
本日入京せしなり

○五月三十日旧臣加藤治幹岩手県より、南部方貞新潟県より電信を
以て病状を候ふ

○五月三十一日旧臣本多鼎介福井より着す、本多副元男の代理とし
て病状を候ふため出京せしなり

○同日本多鈞月以下遠路出京せる人々、及び村田氏寿已下発病以来
特に配意せる人々を水道町本邸に招き晚餐を饗せらる、慶永公の
病状いよゝゝ緩解に至られし故なり、人名左の如し

本多鈞月	勝木十蔵	桑山十蔵	大谷如水
小栗環	高村高	勝木立根	有賀清門
村田氏寿	武田正規	鈴木準道	

○六月二日祠堂に於て秀康命の正忌祭大祭を執行せらる、武田正規を
して代拝せしめらる

○六月三日勲一等に叙せられ旭日大綬章を拝受せらる、本日賞勲局
より御用召喚ありしか所労中故茂昭公代理午后一時出門参局せら
れたり、召喚状及び勲記左の如し

召喚状

御用候条今三日午后第一時参局可有之候也

明治二十二年六月三日

賞勳局

従一位勳二等松平慶永殿

追而病氣指問等之節ハ、相当之代人可被指出候事

勳記

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐タル大日本皇帝ハ、従一位勳

二等松平慶永ヲ明治勳章ノ勳一等ニ叙シ、旭日大綬章ヲ授与ス、

即チ此位ニ属スル礼遇及ヒ特権ヲ有セシム

神武天皇即位紀元二千五百四十五年

明治廿二年五月廿九日東京帝宮ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシ

ム

御名 大日本
国璽

賞勳局総裁従二位勳一等伯爵柳原前光印

賞勳局副総裁従二位勳二等子爵大給恒印

此証ヲ勘査シ第一万三千二百五十号ヲ以テ勳等簿

冊ニ記入ス

賞勳局書記官正五位勳四等平井希昌印

賞勳局書記官従五位勳四等横田香苗印

御請書

第一万三千式百五拾号

領票

天皇陛下ハ臣慶永ヲ勳一等ニ叙シ併テ旭日大綬章ヲ賜ハリ、此

ニ属スル礼遇特権ヲ有セシムル旨ヲ明載セシ勳記ヲ授ケラル、

臣慶永ハ此寵榮ヲ荷ヒ益微衷ヲ致シ、貴重ナル章飾ニ恥サラン
コトヲ誓フ、以聞

右御執奏可被下候也

明治二十二年六月三日

従一位勳一等賜旭日大綬章松平慶永

賞勳局総裁伯爵柳原前光殿

賞勳局副総裁子爵大給恒殿

○同日茂昭公再参内せらる、勳記拝受の上一旦退朝関口邸に参上せ

られしか、御請書を指出し且旭日重光章を返上せらるゝため再び

参内せられしなり、此時慶永公の御礼及び御自分の御礼を宮内省

江申上、青山御所・明宮御殿江も同様御礼参上せられ、帰途黒田

総理大臣・土方宮内大臣・吉井宮内次官・鍋島式部長官・柳原賞

勳局総裁等江も廻勤、更に関口邸へ参られたり、旭日重光章の領

収証左の如し

第千三百五十九号

領収証

一 旭日重光章 壹個

右者明治二十二年勅令第三十八号ノ旨趣ニ基キ還納相成、正二領

収候也

明治廿二年六月三日

賞勳局書記官横田香苗印

従一位勳一等松平慶永殿

○同日勲章陞叙の旨を麝香間祇候の方々廻御親族・御一族の方々或ハ使者家扶の旧臣其外御親交ある諸家江家扶の書翰通知せらる

本多鈞月 勝木十蔵 桑山十蔵 大谷如水
小栗 環 高村 高 石原虎雄 勝木立根
有賀清門

○六月^日華族女学校江正子君の入学願を差出さる、左の如し

入学願

東京府華族
従一位松平慶永七女

松平正子

明治十二年十一月生

右者今般御校江入学志願ニ付、御許容被下度此段相願候也

明治廿二年六月

小石川区関口町百六十二番地
右保証人 従一位松平慶永

華族女学校御中

朱書
第三〇七号

聞届候事

明治廿二年六月三日

授業料納額届

松平正子

右之者授業料毎月金貳円宛相納可申候、此段及御届候也

明治廿二年六月五日

右保証人 松平慶永

華族女学校御中

○六月五日過日來福井及び神戸より出京せし本多鈞月以下九名を水道町本邸に招き、勲等陞叙の祝酒を遣ハさる、其人々左の如し

○同日日本邸に於て鈴木準道の辞職願を容れ家扶を免せらる、福井市長に推薦せられたるを以てなり
○六月七日勝木十蔵・勝木立根・桑山十蔵午前五時発邸、福井に帰る
○同日鈴木準道家族午前八時発邸福井に赴く、準道福井市長に当撰、近々赴任する事となりし故なり
○六月九日徳川家達殿より溝口勝如^家を以て、里子君を後來徳川篤殿の縁女に申受けたき旨を申入れらる、是ハ去る一日溝口勝如・久留栄より家達殿及び勝安芳殿の内意なるよしにて、予しめ其旨を武田まで申入れ、爾後溝口静岡に赴き慶喜殿の御意見を伺ひしに、慶喜殿にも御異論あられず目下双方とも幼弱なれば今後の成り行ハ如何あるへきか測りかたけれども、其良縁なるハ勿論故予め御相談に及ふへしとありしよしにて、本日改めて申入れられしなり、斯て武田より慶永公・茂昭公に申出しに、両公も御異見あらざりし故武田更に其旨を溝口に返答し、茂昭公も溝口に面会あ

りて一応其挨拶を申述へられたり

○六月十一日鈴木準道・鈴木道午前五時当邸を発し福井に赴く、有賀清門も同道福井に帰る

○同日午後二時独逸人ベルツを呼び迎へ、橋本綱常・岩佐純と共に診察せしめらる、慶永公の御病状去月廿五日已来漸次快方に赴かれけれど、尚時々出来不出来ありし故なり、さて三氏診察の上本日の御容牀ハ、諸症平穩敢て懸念すへき程の事ハあらせられすと申立たりき

○六月十二日武田正規を溝口勝如・久留栄の許に遣はし溝口に白縮緬壹疋・交肴一折、久留に八丈縞壹反・交肴料金千疋贈遺せらる、里子君を徳川篤殿の御縁女に御内約ある事となりし故なり

○六月十三日医家昼間の看護を停めらる、去月廿三日以来昼夜共看護しけるか追々快方に赴かれし故、夜間のみ宿泊看護する事に改められしなり

○六月十四日旧臣米岡斯近岐阜より来りて病を候問す、是ハ当時岐阜地方に居住する旧臣佐々木曠以下十余名の惣代として出京せしなり、慶永公臥褥中なれと遠路態々出京せし故面接の上菓子・昼

餐を賜ハリ、又翌々十六日帰県出発の際金千疋・海苔・煙草を賜ふ、佐々木以下の人名左の如し

佐々木曠 野村 晋 吉田為誠 石崎盛陳

吉池喜登太 川地惟明 戸田成輔 米岡斯近

近藤義立此人ハ旧臣にあらされとも公の恩あるを以て加ハリしなり

右九人より進呈

鮎三十三尾氷詰 岐阜提灯一

下山 尚 西村元長

右二人より進呈

鮎形菓子一折 外に米岡斯近より養老鮎一曲

○六月十六日黒田清隆伯・吉井友実伯の協議に応して、西郷隆盛翁の銅像建設発起人に加名せらる、黒田・吉井両伯の書翰及び慶永公の回答書左の如し

二伯の書翰

今般南洲翁遺像設置之企有之、別紙趣意書之通相定申度、若御同意二候ハ、発起人二御加列御尽力被下度希望致候、此段奉得貴意候、敬具

明治廿二年六月 伯爵黒田清隆

伯爵吉井友実

侯爵松平慶永殿

追テ諾否御一報ハ麴町区麴町八丁目十九番地榊山資紀宛御送附

宮内書記官御中

正三位侯爵松平茂昭

○六月十九日徳川達孝殿江黒革手提鞆一個・化粧箱一個外に旅用品種々・重詰料理第一鯛刺身第二蒲鉾第三鯛照焼第四酢第五菓子酒半夕スを贈呈せらる、達孝殿来る廿三日を以て歐洲へ出發せらるゝに決定せし故、饒別のためなり

○同日武田正規鉢植の菊を三(衍)鉢を進呈す、正規に哥を賜ふ、去月大患に罹られし以来ハ撰養のミを事とせられしか、本日始めて短冊を認められたり、其哥左の如し

菊の鉢を送るをよろこひて
めてあかすことしみるへしと思いきや夏のさかりの菊の色々

○六月廿日医師の宿泊して病を護する事を止めらる、爾来いよく快方に赴かれし故なり

○七月一日本邸祠堂に於て浅子命の正忌祭中を執行せらる、祭主茂昭公、慶永公所旁中列席せられず、武田正規をして代拝せしめらる

○七月二日宮内大臣より、旧藩中国事并時運に関する文書類取束差出すべき旨を本邸に達せらる、左の如し

嘉永癸丑以来明治辛未ニ至ルマテ其藩ニ於テ国事并ニ時運ニ関スル文書類、当時秘密ニ属スルモノト雖トモ取捨ナク其儘取束可差出、此旨御沙汰候、此段相達候事

○七月三日堤正誼に家茂將軍の筆蹟(得志)とある額一面を贈遺せらる、正誼か此節新營せる家屋に茶室の設けありと聞かれし故なり、此額ハ家茂將軍未だ紀州家に在りて慶福殿と称せられし比、其老臣安藤飛驒守に紀州産の木材を以て新に居室間を小石川水道町なる飛驒守の邸内に建築して下賜ハリし事ありしに、飛驒守其恩を謝するため慶福殿を其邸に請待して饗応しける時書きて遣ハされしか、時移りて安藤の邸今ハ当松平家に譲り受けられ、額も其まゝ当御家のものとなりしを、今度正誼に贈られしなり

○七月四日過般大患に罹られし以来、治療又ハ看護を依頼せられし医家及ひ家令以下邸内奉仕の輩、其他臨時家務を依嘱せられし人々に金品を贈遺し又ハ下賜せらる、左の如し

一金七拾五円	一 蒔絵香箱	独乙人ベルツ氏
一金五拾円	一 蒔絵香箱	橋本綱常
一金八拾円	一 蒔絵香箱	岩佐 純
一金三拾円	一 紹羽織地一反	林竜之介
一金貳拾円	一 数寄屋帷子地一反	太田辰三

一金壹円

橋本馭者

一金五拾銭ツ、

橋本馬丁一人
同人力車夫一人

一金壹円

林人力車夫

外二

一金貳拾円

武田正規

一同上

旅費
一金拾五円

大谷如水

一金五円ツ、

毛受 洪

萩原 縫

勝木十蔵

桑山十蔵

小栗 環

勝木立根

高村 高

一金貳円五拾銭

米岡斯近

○七月十日日本邸祠堂に於て礼以子命の正忌祭^中を執行せらる、祭主
茂昭公、慶永公所旁中列席せられず、武田正規をして代拝せしめ
らる

○同日慶民君学習院予備科第五級を卒業せらる、卒業証書左の如し

第九十六号

華族正三位侯爵松平茂昭養弟

松平慶民

七年五月

予備科第五級卒業之証

明治廿二年七月十日

院^{學習}

今十日学習院ニ而進級授与式執行ニ付、及第之証拝受誠ニ以満
悦之至、依之為褒美机・絵具進シ候、尚今後勉強無怠様有之度
候也

明治廿二年七月十日

従一位松平慶永

松平慶民殿

○七月十三日慶民君明宮御殿江参上、中元之御祝儀を申上らる、交
肴一折進献せられ御殿に於て午餐を賜ハる

○七月十四日明宮殿下より慶民君に交肴を下賜せらる

○七月十七日越前国坂井港住旧臣前田閑来る、是ハ同港の篤志者兼
て港内に一社を新営して慶永公の御寿像を安置するの計画ありし
か、此節いよゝ其計画を実行せんとし、即ち公の承諾を請ふた
め篤志者の惣代として来れるなり、さて前田、武田正規に面会を
乞ひ其次第を語りし故、武田重ねて何分の返答に及ふ旨申聞たり
き

○七月十八日里子君華族女学校小学上等科第二級を卒業せられ、正
子君同校小学下等科第二級を卒業せらる、修業証書左の如し

証書

小学上等科第二級修業候事

正二位松平慶永六女
松平里子
十一年四月

明治廿二年七月十八日

華族女学校

証書

小学下等科第二級修業候事

正二位松平慶永七女
松平正子
九年九月

明治廿二年七月十八日

華族女学校

○同日林竜之介・前田季二・太田辰三に毎夜一名ツ、交代宿泊を依頼せらる、慶永公の容躰時々出来不出来ありし故なり

○七月廿二日前田閑再び来て社殿新宮御寿像安置の事を伺ひしか、此事ハ先年福井在勤有賀清門より内意を伺ひしに、慶永公さる事ハ好まずとありし故、即其旨を武田より有賀に申遣ハし候事もありけれど、篤志者の懇請黙止かたかりし故武田尚又公に伺ひしに再三御考案ありて、折角計画せし事を強て抑止するも心なき業なれば、別に異存なき旨答へ置くへしとありし故、武田より前田に其趣を返答せり

○七月廿三日橋本綱常及び独乙人ベルツ氏を招き診察せしめらる、去る六月十一日橋本綱常・岩佐純及びベルツ氏診察して、諸症平穩敢て懸念すへき程の事ハ在らせられすと申けれど、爾来矢張出

来不出来ありし故更に診察せしめられしなり、此時両氏目下憂ふへきハ物躰の御衰弱なり、故に今後いよく滋養物を進むるか肝要なり云々申立たりき

○八月八日芝区増上寺本堂内部の造作費として金百円寄附せらる、先年同寺本堂再建費として金五拾円寄附せられけれど、当時募集金額内部の造作をも成就するまでには至らざりしよしにて、此節住職代理瑞蓮院藤井大運等發起して内部造作費を募集せし故寄附せられしなり、此時慶永公に発起者の列に加はられたき旨懇請の旨ありけれど、養病中なりし故謝絶せられたり

○同日旧臣萩原縫福井より着す、慶永公の御容躰を候ふため、去る六日福井を発し昨夜九時着京せしなり、本邸の曹舎に指置かれ日々賄を賜ふ

○八月十六日萩原縫午後四時新橋発汽車にて福井に帰る

○八月廿五日本邸祠堂に於て齊承命の正忌祭_中を執行せらる、祭主茂昭公、慶永公所勞中列席せられず、武田正規をして代拝せしめらる

○八月廿六日慶民君午前八時出門上野東照宮に参詣せらる、本日ハ

慶長中徳川家にて江戸府を開かれし以来三百年に相当するを以て、府下の有志者相謀りて紀念祭を執行せしなり、茂昭公にも参詣せられしか、慶永公ハ所勞中参詣せられず、慶民君代拝せられたり、幣帛料兩公各千疋ツ、奉納せられ、外に紀念祭事務所へ金百円寄附し、家康公の御由緒ある家伝の重器數種を物品陳列所に出して、公衆の縦覧に供せられたり

○八月三十一日明宮殿下御誕辰、慶民君午前九時出門花御殿江参賀せらる、此日慶永公・慶民君より殿下江交肴一折進献せられ、殿下よりも御交肴三種下賜ハる、花御殿詰属官の添書左の如し

一三種 一折

右本日明宮殿下御誕辰ニ付被下候間御廻シ申入候、御拝受相成度候也

八月卅一日

花御殿詰属

松平慶永殿

○九月一日福井毛受洪より電信を以て山階宮御父子福井に成らせられし旨を報ず、即時に返電を發して御肴三重・御菓子一重慶永公より進献せらるへき旨を通達せらる、来往電文左の如し

毛受より来る電文

山階宮兼テ一位様御話シアルユエ福井見ニトテ、只今御父子三秀園工御着キ、三四日御出テ因テ申シ上ク

毛受・有賀宛返電

宮様工重詰肴三種・菓子一重一位様ヨリ献上タノム

○九月二日徳川家達殿芝増上寺に於て静寛院宮の十三年御忌法会を執行せらる、慶永公所勞中参拝せられず、武田正規に代拝を命し御香奠金千疋献備せらる

○九月六日日本邸に於て門野隼雄に家扶を依頼せらる達書等茂昭公譜に記載す

○九月八日節子君・里子君午前六時新橋発汽車にて大磯に赴かる春君同道幾子君過日来滞留せられし故起居を伺ハれしなり、午後七時帰邸せらる、沢木禄平・女中ふち・駒野随行す

○同日慶民君午十二時出門明宮御殿に参上せらる、本日ハ召に依りて参殿せられしか、殿下上野公園の行啓に随従仰出され、御帰殿後晚餐を下賜ハリ午後七時過退下せられたり

○九月九日慶民君午前八時新橋発汽車にて大磯禱竜館に赴かる、幾子君の起居を伺ハれしなり、武田正規・大谷如水随行す、今夜大磯に一泊せらる

○九月十日慶民君午後六時過大磯より帰邸せらる、本日風雨強ク大

磯辺の海上波濤激怒、漁船の転覆するもの少からざりし

○九月十一日午后四時頃より暴風雨、十時比に至り愈甚しく翌曉一時漸く鎮静す、府下一般樹木を抜き家屋を破毀するもの鮮少ならず、当邸内板塀等所々破損す

○九月十五日日本邸祠堂に於て齊善命の正忌祭^中を執行せらる、祭主茂昭公、慶永公所勞中列席せられず、武田正規をして代拝せしめらる

○九月十八日午後四時大谷如水を招き晚餐を饗せらる、去る五月上旬已來慶永公の病褥に侍して在りしか、近々出発帰県する事となりし故其勞を慰せらるゝためなり、武田正規・門野隼雄相伴す、此時如水に慶永公より七子紬紋章附裕羽織袴、節子君御始より縮緬裂地其外種々を賜ふ

○九月廿日日本邸祠堂に於て忠昌命の正忌祭^中を執行せらる、祭主茂昭公、慶永公所勞中列席せられず、武田正規をして代拝せしめらる

○九月廿三日秋季皇靈祭所勞中参拝せられず、式部職江不参届を指出さる

○同日大谷如水午前六時新橋発汽車にて発程福井に帰る、慶民君新橋まで見送らる

○九月廿六日宮内省江越前産新雲丹五壇^{一壇五合入}献上せらる

○十月十二日家従並村上一衛病氣養生のため福井に赴き四週間滞在いたし度旨出願す、即日其願を許容せらる

○十月十七日神嘗祭所勞中参拝せられず、式部職江不参届を差出さる

○同日華族会館長三条実美殿より、近々明宮殿下に立太子宣下あるよし、其節華族一同より何品か献上してハ如何の旨協議せらる、来往書翰左の如し

協議の書翰

明宮殿下近々立太子宣下被為在候趣ニ付而ハ、華族一同ハ恐悦トシテ当日何歟献上物致候而ハ如何哉ト相考候、且御品之儀ハ見斗献上可致、此段及御相談候条、御異存も無之候ハ、一同江可及通知候、尤右費額ハ凡ソ三百円前後ト見込、各自ヨリ御出金之事ニ致度、此段及御協議候条、来ル十八日中御報相成度候也

廿二年十月十六日

華族会館長三条実美

回答

拝読、明宮殿下近々立太子宣下被為在候趣ニ付而ハ、華族一同
ハ為恐悦何歎献物有之候而ハ如何との御考慮、且品之儀ハ御見
斗献上可相成等御相談之旨逐次拝承、尤以御同意之儀ニ御座候
間、乍御手数可然御取計被下度奉伏願候、猶費額及出金云々御
示之儀も別段存寄等ハ無御坐候間、同前宜様相願候、右御報旁
御倚頼申上度如斯御座候也

廿二年十月十七日

松平慶永

華族会館長三条実美殿

○同日村上一衛午前八時病氣養生として福井に出発す、四週間の暇
を賜ハリしなり

○十月十九日由利公正子以下十一名を招き小宴を開かる、慶永公病
痾快癒に至られし故なり、午後四時茂昭公来邸、慶永公と共に宴
席に列せらる、御招き人名左の如し

由利公正子

村田氏寿

堤 正誼

田辺良顕

松平正直

福島敬典

長谷部辰連

岩佐 純

橋本綱常

伊藤 輔

長谷川源之丞

外に

武田正規

門野隼雄

○十月廿三日本邸祠堂ニ於て秋季祭^大を執行せらる、祭主茂昭公、
祭官杉浦勝雅、伶人今村今・本島重久・小針常賢来る、慶永公所
旁中列席せられず、武田正規をして代拝せしめらる

○十月卅一日明宮殿下江近々立太子宣下の際、華族方一同の献品に
除名ありたき旨を華族会館江申入らる、会館より更に問合ハせの
旨ありし故なり

華族会館の問合書

拜啓、陳者立太子献品之儀御同意之旨御回答有之候処、麝香間
祇候之向ハ別段御献品相成候趣ニ而、同族献品之方江ハ除名申
出之方有之候、然るニ同族献品之方江も尚御加名可相成哉、及^{〔候〕〔朱書〕}
御問合候条否至急御報有之度候也

十月卅日

華族会館

回答

拝読、陳者立太子献品之儀ニ付過日御同意之趣及御回答候処、
如來論麝香間祇候之向ハ別段御献品候事ニ相成候、依之同族一統
ハ献品之方ハ御除名被下度候、右御報旁如斯御座候也

十月卅一日

華族会館御中

○十一月一日宮内大臣より来る三日立皇太子宣下仰出されたれハ、

同日参賀あるへき旨達せらる、左の如し

来ル十一月三日、嘉仁親王殿下ヲ皇太子ニ可被為立旨被仰出候
ニ付、大礼服着用当日午後二時宮中江参賀、尋テ花御殿江参上
拜賀可有之、此段申入候也

但当日花御殿へ参上ノ節ハ、赤坂離宮御車寄ヨリ昇降ノ事

二十二年十月卅一日 宮内大臣子爵土方久元

従一位松平慶永殿

○十一月三日天長節及立太子参賀所勞中参内せられず、宮内大臣江
不参届を指出さる、本日立皇太子の勅語及び御達書左の如し

勅語

壺切ノ劔ハ歷朝皇太子ニ伝ヘ以テ朕カ身ニ迨ヘリ、今之ヲ汝ニ
伝フ、汝其レ之ヲ体セヨ

御達書

朕祖宗ノ遺範ニ循ヒ嘉仁親王ヲ立テ、皇太子ト為ス、茲ニ之ヲ
公布シテ周ク知悉セシム

明治二十二年十一月三日 宮内大臣子爵土方久元奉

任陸軍歩兵少尉 皇太子嘉仁親王

補近衛歩兵第一聯隊附 陸軍歩兵少尉嘉仁親王

叙大勲位授菊花大綬章 皇太子嘉仁親王

○同日慶永公麿香間祇候の方々と共に鮮鯛一折、慶民君交肴一折花

御殿江献上せらる

○十一月十九日観菊御会所勞参上せられず、宮内大臣江不参届を指
出さる

○同日村上一衛の家従並雇を解き、松原熊次郎に家従並関口邸勤を

命辞令書ハ茂昭公
命譜に記載すせらる、熊次郎ハ一衛の実弟なり

○十一月廿三日新嘗祭所勞中参拜せられず、式部長官江不参届を指
出さる

○十一月廿九日賞勲局に於て憲法発布紀念章を授与せらる、予め召
喚状来りしか所勞中なりし故堤正誼に代理を依嘱せられたり、紀
念章授与の証左の如し

大日本帝国憲法発布紀念章授与之証

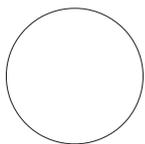
従一位勲一等松平慶永

明治二十二年八月三日勅令第三百三号之旨ニ依リ大日本帝国憲法

発布紀念章ヲ授与ス

明治二十二年十一月廿五日

奉勅



賞勳局總裁從三位勳一等伯爵柳原前光 印
賞勳局副總裁從三位勳二等子爵大給恒 印

此証ヲ勘査シ第三十五号ヲ以テ大日本帝国憲法発布紀念章簿冊
ニ登記ス

賞勳局書記官正五位勳四等平井昌 印 〔希〕〔朱書〕

賞勳局書記官從五位勳五等横田香苗 印

大日本帝国憲法発布紀念章佩用式

一 紀念章ハ左肋ニ佩フヘシ

一 紀念章ヲ四等以下ノ勳章・紀章若クハ褒章ト併佩スル時ハ、勳章ノ左記章・褒章ノ右ニ列シ佩フヘシ

明治二十二年十一月 日 内閣賞勳局

大日本帝国憲法発布紀念章ヲ賜リタル者届出心得

紀念章ヲ賜リタル者左ノ事項有之節ハ賞勳局へ届出ヘシ

但勅奏任官并從六位以上・勳六等以上ノ者及華族ノ戸主ハ直ニ

本人ヨリ、其他ノ者ハ其管轄_{地ノ管轄}庁_{寄留者ハ其}ヲ經テ届出ヘシ

一 本貫族籍轉換ノ節

一 苗字名更改ノ節

左ノ二項ハ親戚故旧又ハ遺族ヨリ届出ヘシ

一 重罪ノ刑ニ処セラレタル節

但宣告書全文ヲ書載スヘシ

一 死亡ノ節

明治二十二年十一月 日 内閣賞勳局

○十一月三十日慶永公の御代理として茂昭公午後一時出門参内、青山御所・東宮御所へも参上、憲法発布紀念章拝受の御礼を申上げ、帰途宮内大臣・賞勳局總裁の邸にも赴かる

○十二月六日日本邸祠堂に於て勇子命の三年祭_大を執行せらる、来廿三年一月六日相当なれと、都合ありて本日に引揚げられたり、祭主茂昭公、慶永公所旁中列席せられず、武田正規をして代拝せしめらる、祭官杉浦勝雅・副祭官千村孝義、伶人今村今・本島重久・小野亮造_(道)来る、祭に会せられし方々及び代拝人に昼餐を饗せらる

会祭の方々

徳川家達殿 細川護久殿 断 細川峰子君 断 細川宏子君

津軽承昭殿 長岡護美殿 宗嘉代子君 松平宜子君

阿部正桓殿 松平直静殿

外に御案内なく会祭せられし方々

徳川頼倫殿 松平康民殿

御代拝の人名ハ略す

○十二月十七日友子君を華族女学校に入学せしめられたき旨願出らる、左の如し

東京府華族
從一位松平慶永八女

松平友子

明治十四年一月十二日生

右者今般御校江入学志願ニ付御許可被下度、此段相願候也

明治廿二年十二月 日

府下小石川区関口町百六十二番地
右父
從一位松平慶永

華族女学校御中

第三四九号

聞届候事

(三)

明治廿二年一月十六日

履歷書

東京府華族
從一位松平慶永八女
松平友子

一生所小石川区小石川水道町三十五番地

一生年月明治十四年一月十二日生

一現在所小石川区関口町百六拾二番地

家庭科目

一讀書 尋常小学読本四迄
書取

一筆算 除法迄

一作文 近易之記事

一画学 直線曲線

一習字 国尽

右之通

○十二月十九日思食を以て雉子二羽下賜せらる、上直侍従の添書左の如し

一雉子二羽

右者習志野御獵場ニ於テ捕獲ニ付以思召下賜候間、御伝申進候也

十二月十九日

上直侍従

松平慶永殿

○十二月廿九日日本日より三日の内歳末御祝義参内せらるへき筈なるか、所勞中故参内せられず、式部長官江不参届を差出さる